

## 短期給付（医療給付）

### 2.00%引き上げとなります

組合員数および標準報酬月額につきましては、昨年10月に約5,000名の短期組合員の加入により組合員数は大幅に増加する一方、平均標準報酬月額は、令和3年度と比べ約50千円の減額となることと想定されます。

支出では、医療費が短期組合員の加入により令和4年度は4,047,223千円（対前年約600,000千円増額）、令和5年度においては4,942,149千円（対前年約900,000千円増額）が見込まれます。

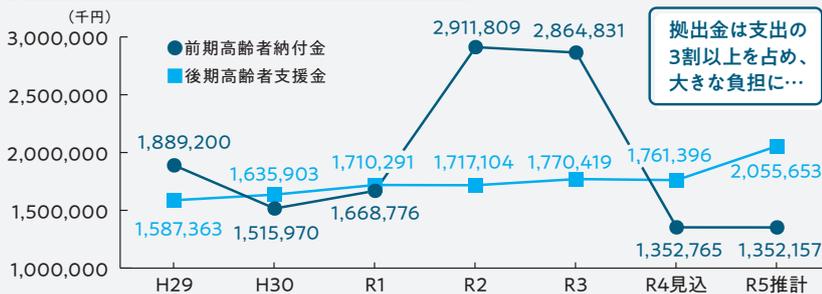
昨年の「Well 4月号」でもお知らせしましたが、高齢者医療制度への拠出金について、令和4年度における前期高齢者納付金は大幅に減少し1,352,765千円（対前年約1,500,000千円減額）となり、令和5年度においても、ほぼ同額となる見込みであります。また、後期高齢者支援金については、標準報酬総額の増額に伴い令和5年度は2,055,653千円（対前年約294,000千円増額）となる見込みです。令和4年度の短期財源率<sup>※1</sup>は、前期高齢者納付金が大きく減少したことに伴い引き下げたところですが、前述

のとおり医療費の大幅な増加が見込まれることから、今年度の財源率は前年より2.00%引き上げ97.00%といたします。これにより、収支は約394,077千円の損失金が見込まれます。

高齢者医療制度への拠出金については、「高齢者医療制度への拠出金の状況」にもありますとおり、急激な増減は短期財政に大きな影響を与えることから、来年度以降についても拠出金が大きく増加となれば、財源率の引き上げは避けられない状況となります。組合員および被扶養者の皆様におかれましては、**日頃からの健康管理を心がけていただくとともに、特定健康診査・特定保健指導や健康サポート事業、ジェネリック医薬品等を積極的にご活用いただき、医療費の削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。**

※1 短期財源率とは、標準報酬の月額や標準期末手当等の額に対する掛金率（組合員が負担）と負担金率（地方公共団体が負担）を合わせた率です。

### 高齢者医療制度への拠出金の状況



### 令和5年度 基本保険料率と 特定保険料率

		標準報酬の月額・標準期末手当等の額に係る率
掛金率	基本保険料率 <sup>※2</sup>	29.73%
	特定保険料率 <sup>※3</sup>	18.77%
	計	48.50%
負担金率	基本保険料率 <sup>※2</sup>	29.73%
	特定保険料率 <sup>※3</sup>	18.77%
	計	48.50%
短期経理財源率（合計）		97.00%

※2 基本保険料率とは、組合員と被扶養者の医療給付に充てるための財源率です。

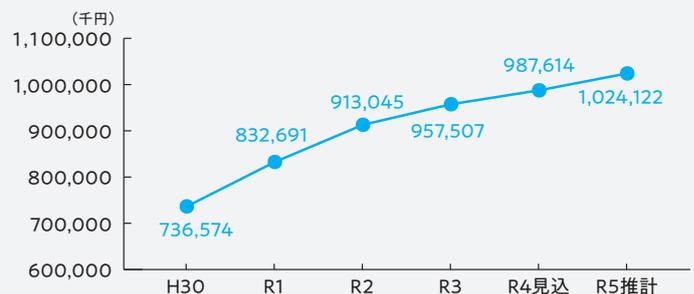
※3 特定保険料率とは、高齢者医療制度への拠出金に充てるための財源率です。

## 介護保険

### 1.50%引き下げとなります

介護納付金の算定方法につきましては、令和2年度より全面総報酬割（保険者ごとの報酬総額に比例した負担）となり、納付金の状況といたしましては、右図の「介護納付金の状況」のとおり年々増加傾向にあります。令和5年度は1,024,122千円（対前年約36,500千円増額）となることと見込まれますが、**介護納付金の増額よりも掛金負担金の増収が見込まれることから、介護財源率の引き下げを行います。**

### 介護納付金の状況



令和5年4月1日から **出産費・家族出産費が42万円⇒50万円に**

共済組合では、組合員・被扶養者の方が妊娠4か月以降に出産した場合に、出産費・家族出産費<sup>※1</sup>を支給しています。この支給額が令和5年4月1日の出産から50万円<sup>※2</sup>に変更されました。

※1 妊娠4か月以上であれば、死産・流産などの異常分娩や母体保護法に基づく人工妊娠中絶に対しても支給されます。

※2 産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産（死産を含み、妊娠22週以降のものに限る）した場合、妊娠22週未満の出産の場合や、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は488,000円（令和5年3月までは408,000円）です。

